

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 27 年 11 月

公益社団法人 神奈川県病院協会

目 次

第1章 総則	1
1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針	1
(1) 計画の目的	
(2) 基本方針	
(3) 新型インフルエンザ等用語の定義	
第2章 発生段階ごとの体制と業務	2
1 未発生期の体制と業務	2
(対策本部未設置時)	
(1) 体制	
(2) 業務	
2 発生期の体制と業務	3
(対策本部設置時)	
(1) 体制	
(2) 発生段階ごとの具体的対策業務とその流れ	
(3) 対策本部設置時の通常業務の扱い	
3 終息した場合	5
第3章 留意事項	6
1 役員人員計画	6
2 職員人員計画	6
3 連絡手段	6
4 感染対策の検討・実施	6
(1) 感染対策	
(2) 備蓄品	
(3) 教育・訓練	
(4) 計画の見直し	

新型インフルエンザ等対策業務計画

第1章 総則

1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に対して、公益社団法人神奈川県病院協会（以下「当協会」という。）の対応について必要な事項を定める。

なお、新型インフルエンザ等は、病原性や感染力の程度、抗ウィルス薬の効果などが未知のものであることを踏まえ、計画は、（最悪時を想定しつつも）発生時の状況に即して柔軟に運用されるべきものとする。

(2) 基本方針

当協会は、会員病院及び地域の病院協会、医師会など医療関係団体及び県等との連携・協力によって、

- ① 適切な情報の収集・提供を行い 及び
- ② 必要な病院等関係機関の連携・協力を支援する

ことにより、本県における感染拡大を可能な限り抑制し、もって県民の生命及び健康を保護することをめざして対応する。

(3) 新型インフルエンザ等用語の定義

ア 新型インフルエンザ等の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等とは、次の感染症をいう。

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（第6条第7項及び第9項）において規定する「新型インフルエンザ」及び「再興型インフルエンザ」
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

イ 業務計画の所掌範囲

本業務計画は、新型インフルエンザ等に対する当協会の体制及び業務について明確にするものとする。

ウ 発生段階の定義

国が定める新型インフルエンザ等の発生段階のとおりとする。

エ 業務の分類

新型インフルエンザ等に伴う業務を「対策業務」とし、通常業務を「重要業務」「縮小業務」「休止業務」に分類する。

第2章 発生段階ごとの体制と業務

1 未発生期の体制と業務

(対策本部未設置時)

(海外発生期にあって神奈川県対策本部が設置されていないときを含む)

(1) 体制

通常の体制、役割分担のとおりとする。

ア 通常の体制

会長 一

(常任) 理事会 一 地域保健医療対策委員会 一 事務局

イ 新型インフルエンザ等対策会議

当協会の新型インフルエンザ等対策については、新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）において協議する。

未発生期にあって、会長が必要と認めるときは、地域保健医療対策委員会の議題とすることをもって新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）の開催とすることができる。

(2) 業務

ア 計画の策定と管理

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務計画（この計画）の策定を行い、状況の変化に応じて必要な評価・見直しなどの計画管理を行う。

イ 情報の把握と提供

国、神奈川県からの情報を的確に把握し、必要に応じて、電子メール、会

員ホームページ等により、会員病院への情報提供に努める。

ウ 提案・要望活動

会員病院からの意見があれば、必要に応じて理事会に諮り、議論のうえ、協会としての意見がまとまれば、県・国等行政関係機関に対して提案・要望を行う。

エ 関係機関との連携及び訓練の実施

国、神奈川県、県内市町村、地区病院協会、医師会等と相互に連携し、平素から、発生に備えて、情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努める。

2 発生期の体制と業務

(対策本部設置時)

(海外発生期及び国内発生早期から国内感染期、小康期まで)

(1) 体制

ア 新型インフルエンザ等対策本部

神奈川県対策本部が設置されたときは、当協会内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ 対策本部の構成

対策本部は本部長、副本部長、地域保健医療対策委員会担当常任理事及び事務局をもって組織する。

① 本部長

会長をもって充てる。対策本部を設置、解散及び招集すると共に、代表及び統括を行う。

② 副本部長

副会長全員をもって充て、本部長を補佐する。本部長に事故等あるときは、副会長のうちの上位者がその職務を代理する。

③ 本部構成員

地域保健医療対策委員会担当常任理事

④ 事務局

対策本部の事務を処理する。事務局長に事故等あるときは、事務局職員のうちの上位者がその職務を代理する。

ウ 新型インフルエンザ等対策会議

政府対策本部が公示する各発生段階への移行時、及び必要な都度、対策本部は対策会議を開催する。

対策会議は、（未発生期にあっては地域保健医療対策委員会をもって充てているが、対策本部が設置されたときは、）本部構成員をもって開催する。この場合、必ずしも一同に会することなく、電子メール、FAX、電話等を通じて開催することができるものとする。

本部は、本部の構成員以外の理事及び会員病院への情報提供と意見の収集に努める。

(2) 発生段階ごとの具体的対策業務とその流れ

ア 海外発生期

- ① 神奈川県知事を本部長とする県対策本部の設置と連動し、直ちに当協会内に対策本部を設置し、対策会議を開催する。
- ② 国及び地方公共団体等が提供する情報等を収集する。
- ③ 会員病院に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。
- ④ その他、必要と判断する事項について、周知方法を検討する。

イ 国内発生早期

- ① 対策会議を開催し、政府対策本部等による新型インフルエンザ等の感染状況、発生状況及び対処方針等の情報を収集する。
- ② 政府対策本部長が緊急事態宣言を宣言した場合、その内容を分析、対応を検討する。
- ③ 役職員の罹患状況を把握する。
- ④ 会員病院等の対応状況を把握し、必要に応じて支援を検討する。
- ⑤ 「業務分類」に従い、通常業務の継続、縮小又は休止を判断する。多数（2人以上）が会同する不急な役員会、委員会又は研修会等について、役員に意見を聴取する等、開催又は出席の可否を検討。（対策本部により開催又は出席が必要と判断された委員会等については、感染対策等を明確にし、開催又は出席を指示する。）
- ⑥ 会員病院に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。
- ⑦ その他、必要と判断する事項について、周知方法を検討する。

ウ 国内感染期

- ① 国内発生早期の対策を継続し、又は強化する。
- ② 政府対策本部及び県対策本部による基本的対処方針や緊急事態宣言の内

容等を踏まえ、対応を随時変更する。

- ③ 必要に応じて、国及び地方公共団体等からの要請（重傷者対象の入院治療及び臨時医療施設に関する事項等）を分析する。

エ 小康期

- ① 国内発生早期の対策を継続することとするが、政府対策本部の方針等を踏まえ順次緩和する。
- ② 対策本部は、各段階において実施した対策の評価を行い、第二波に備える。必要に応じてこの業務計画及び情報提供体制の見直しを行う。

(3) 対策本部設置時の通常業務の扱い

対策本部は、通常業務について次の業務分類に沿って業務継続又は休止の判断を行う。

ア 重要業務

可能な範囲で継続する。

- ① 国内発生早期以後の段階において、対策本部により開催又は出席が必要と判断され、感染対策等を明確に指示された総会、理事会、常任理事会の開催又は出席
- ② 厚生労働省及び県からの要請・指示に関する業務

イ 縮小業務

重要業務及び休止業務以外（国内発生早期以上の段階において、急を要しない場合又は欠席者の業務を他者が補完できない場合は中止、または延期する。）

ウ 休止業務

- ① 国内発生早期以上の段階における委員会・研修会の開催又は出席（対策本部により開催又は出席が必要と判断され、感染対策等を明確に指示した場合には開催又は出席することができる。）
- ② 研究関連
- ③ その他、休止すべきと判断する業務

3 終息した場合

対策会議を開催し、政府対策本部等からの終息宣言を確認する。各種制限を全面的に解除すると共に、対策本部を解散する。

第3章 留意事項

神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年8月制定）では、各保健福祉事務所の所管区域ごとに、医療関係団体、医療機関、市町村等を構成員とする「地域医療体制対策会議」が設置され、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進することとされている。（P16）

本業務計画は、こうした県等の計画に基づき会員病院がそれぞれの地域において、必要な対応を求められることに留意しつつ、以下のとおり対応するものとする。

1 役員人員計画

業務上の意思決定者である役員が罹患した場合、当協会の意思決定及び業務遂行に支障をきたすおそれがある。特に、対策本部により継続すべきと判断された業務に携わる役員については、意思決定及び業務遂行の停滞を未然に防止するため、対策本部は、役員間の担当をまたぎ、経験者の兼任、又は休止業務等の役員を割り当てる。

2 職員人員計画

職員が罹患した場合に備え、日頃から専門知識を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握しておく。また、家族の都合により出勤困難となる可能性も考慮し、事務局長は職員間の担当をまたぎ、経験者の兼任、又は休止業務等の職員の割り当て、外部業者等への業務委託を検討する。

3 連絡手段

対策本部設置後の関係機関との連絡手段は、極力対面で行わず、電子メール、電話又はFAX等により行う。

4 感染対策の検討・実施

(1) 感染対策

対策本部は、感染拡大防止のための指導及び感染防止策の検討を行い、徹底を図るとともに、訪問者に対しても協力を依頼する。

また、一般的な感染対策として、「中小企業における新型インフルエンザ対策アクションマニュアル(労働科学研究所)」などを参考に必要な対応を講じる。
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-asia/-ro-bangkok/documents/publication/wcms_113722.pdf

なお、主な感染防止策は次のとおり。

- ①マスクの着用
- ②手洗い及びうがいの励行
- ③咳エチケットの励行
- ④ドアノブ、スイッチ及びテーブル等、接触部位の清掃
- ⑤速乾性消毒用アルコール製剤の設置
- ⑥不要不急の外出を控える

(2) 備蓄品

当協会内に新型インフルエンザ等の感染を抑制するために、未発生時から別に定める備蓄品を備え置く。また、必要に応じて、会員及び会員病院に対して備蓄品に関する情報提供を行う。

(3) 教育・訓練

当協会は役職員に対し、平時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策に関する教育を行うと共に、備蓄品の使用方法等の訓練を実施するよう努める。

(4) 計画の見直し

当協会は、関係機関からの新しい情報の入手又は教育及び訓練の結果を踏まえ、必要に応じて本業務計画の見直しを検討する。

(参考) 情報の主な入手先

情報入手先

U R L

神奈川県 新型インフルエンザ等対策について <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7596/>
WHOホームページ <http://www.who.int/en/>

首相官邸新型インフルエンザへの対応
<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>
内閣府内閣官房・新型インフルエンザ等対策 <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>
外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
厚生労働省感染症・予防接種情報 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-ansenshou/index.html

国立感染症研究所感染症疫学センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>